(病院用)

プロトコール合意書

泫	玄賀県立総合病院と(保険薬局名	称)		t	、院外処方せ	んに	おけ		
る疑	義照会の運用につい	って、下記の	通り合意	した。なお、	保険薬局での運	用においては	は、患っ	者が		
不利	川益を被らないように、	十分説明し	、同意を行	导てから行う	うものとする。					
				記						
				,,_						
1.	院外処方せんにおける処方医への同意確認を不要とする項目について									
	「院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコール」(2022年11月第1版)の項目に限									
	り、事前に薬剤師法	市の同意が得られ	たものとして、	処方[医へ					
	の同意の確認を不要とする。									
2.	合意書の締結につい	ハて								
	滋賀県立総合病院が開催したプロトコール説明会への参加を条件に、本合意書を締結する									
ことができる。										
3.	合意書の解除について									
	滋賀県立総合病院は(保険薬局名称)が本合意に違反(事									
	後の FAX を怠ることも含む)をすることにより、患者に重大な被害を及ぼしたことを認める						lめる ^は	昜合		
	には、本合意を解除することができる。									
4.	. 開始時期について									
プロトコールの運用は、締結日より開始する。										
合意	の証として、本合意	書を2部作品	成し、それ	ぞれの署名	名又は記名捺印し	各1部を保有	する。			
							ı	以上		
								ヘエ		
						年	月	日		
	所在地	滋賀県守田	11市守山:	五丁目 4-3	0	1	7.1	Н		
	所在地 滋賀県守山市守山五丁目 4-30 名称 滋賀県立総合病院									
	代表者氏名		足立	壯一	印					
		714/2024	/	/,—						
	所在地									
	名称									
	管理薬剤師名				印					

(保険薬局用)

プロトコール合意書

泫	な賀県立総合病院と(*	保険薬局名	称)			は、院外処方ゼ	んに	おけ	
	義照会の運用につい								
		,				₹/11 (C40 (. C (°	人, 心心。	日ル	
小小	J益を被らないように、	十分説明し	、同思を作	守(かり1)。	りものとする。				
				記					
1	Pウタ M 十ユン ファチョン	ナブ 加 土)屋 。	の日辛が	を まりょう 一番	しよて低日につい	.			
1.	院外処方せんにおける処方医への同意確認を不要とする項目について								
	「院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコール」(2022年11月第1版)の項目に限								
	り、事前に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして、処方医へ								
	の同意の確認を不要とする。								
2.	合意書の締結について								
	滋賀県立総合病院が開催したプロトコール説明会への参加を条件に、本合意書を締結する								
	ことができる。								
3.	合意書の解除について								
	滋賀県立総合病院は(保険薬局名称)が本合意に違反(事								
	後の FAX を怠ることも含む)をすることにより、患者に重大な被害を及ぼしたことを認める場合								
	には、本合意を解除することができる。								
4.	開始時期について								
	プロトコールの運用は、締結日より開始する。								
合意	気の証として、本合意	書を2部作品	戊し、それ	ぞれの署名	名又は記名捺印し	各1部を保有	する。)	
							ٳ	以上	
						年	月	日	
	所在地	滋賀県守口	山市守山日	五丁目 4-3	0				
	名称	滋賀県立総	総合病院						
	代表者氏名	病院長	足立	壯一	印				
		.,,,, =, .			•				
	所在地								
	名称								
	管理薬剤師名				印				
	日生采用即有				⊢l₁				

(病院用)(保険薬局用)の2部作成ください

管理薬剤師名

<見本>

プロトコール合意書

る疑	発照会の運用	病院と(保険薬原 目について、下言 ように、十分説に	己の通り合息			 Jでの運用	院外処方せんに 引においては、患		
				記					
1.	院外処方せんにおける処方医への同意確認を不要とする項目について 「院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコール」(2022年11月第1版)の項目に限り、事前に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして、処方医への同意の確認を不要とする。								
2.	合意書の締結について 滋賀県立総合病院が開催したプロトコール説明会への参加を条件に、本合意書を締結する ことができる。								
3.	合意書の解除について 滋賀県立総合病院は(保険薬局名称)が本合意に違反(事 後の FAX を怠ることも含む)をすることにより、患者に重大な被害を及ぼしたことを認める場合 には、本合意を解除することができる。								
4.	開始時期について プロトコールの運用は、締結日より開始する。								
合意の証として、本合意書を2部作成し、それぞれの署名又は記名捺印し各1部を保有する。									
		運用を開始記入しない			リます 。			以上	
	所在地 名称	滋賀県	守山市守山				年月	日	
	代表者氏名	病院長	足立	壯一	印]	押印を忘れ	<i>,</i> ずに	
	开在地 名称								

印